

入札公告（平成２７年度東京・埼玉施設一般送迎業務及び清掃業務一式）

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成２７年２月１６日

社会福祉法人星風会

理事長 早川武憲

１．調達内容

- (1) 調達件名 平成２７年東京・埼玉施設一般送迎業務及び清掃業務一式
- (2) 仕様等 別冊仕様書による。
- (3) 履行期間 平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日
- (4) 履行場所 社会福祉法人星風会が指定する場所
- (5) 入札方法 入札金額は、総価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

２．競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- (2) 医療・福祉関連事業の業務の実績があり、社会福祉施設におけるサービス体制（利用者に対するケア）が確立されている法人及び個人事業者。
- (3) 社会福祉施設という公共的役割を理解している法人及び個人事業者。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 労働保険・厚生年金保険・国民年金・政府管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと。（直近２年間の保険料の未納がないこと。）
- (6) 国税（消費税及び地方消費税並びに法人にあっては法人税、個人事業者にあっては申告所得税及び復興特別所得税）及び地方税（法人にあっては法人市民税、個人事業者にあっては個人市民税。）について未納がない者
- (7) 本法人の理事が役員をしている法人でないこと。

3. 入札参加資格申請手続

- (1) この入札に参加を希望する者は、提出期限までに、次に掲げる書類を郵送又は持参により提出すること
- ① 提出期限 平成27年2月27日（金）午後5時まで（必着）
持参可（要事前連絡）
 - ② 提出書類
 - ・入札参加申込書（別添参照）
 - ・法人の登記簿謄本又はこれに代わる履歴事項全部証明書の写し（平成27年12月1日以降発行のもの）
 - ・会社案内、パンフレット等会社の概要がわかるもの
 - ③ 提出場所 社会福祉法人星風会本部事務局 入札担当窓口 宛
〒328-0004 栃木県栃木市田村町928
電 話：0282-27-3969
FAX：0282-27-5408
※不明点などは法人担当窓口まで問い合わせすること
- (2) 入札参加資格の確認結果は、平成27年3月3日（火）に各社に FAX・メールにて通知する。また、提出された書類等は返却しない。

4. 資料配布

- (1) 入札仕様書交付（入札参加受付後、順次交付）
- ① 交付期間 平成27年2月16日（月）から平成27年2月27日（金）
 - ② 交付方法 郵送にて送付する。
 - ③ 交付書類 入札仕様書、入札書、委任状、質疑書、辞退届
 - ④ そ の 他 入札仕様書等は、入札日に返却すること。
- (2) 入札仕様書に対する質疑応答
- 仕様書等の入札関連書類について質問がある場合は、平成27年3月6日（金）までに入札担当窓口まで電話又は FAX 等で送付すること。
- 質問に対する回答は、平成27年3月10日（火）までに通知する。

5. 入札執行に関する事項

- (1) 入札日時 平成27年3月15日(月) 午前11時より
- (2) 入札場所 社会福祉法人星風会本部
〒328-0004 栃木県栃木市田村町928
- (3) 入札保証金 免除する。
- (4) 最低価格 設定する。
- (5) 入札方法
 - ① 入札書の提出は持参によるものとし、入札時には身分を証明できるもの(名刺等)を掲示すること。なお、入札参加資格を有する者以外の者による場合は、指定の委任状を持参すること。
 - ② 入札会場入場者は、各社入札を行う者一人のみの入場とする。
 - ③ 入札書には、見積もった金額の108分の100に相当する金額を記載すること。
 - ④ いったん提出された入札書の引換え、変更又は取消をすることはできない。
 - ⑤ 入札者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、公正な入札を執行できない状態にあると認められたときは、入札を延期又は中止することがある。
 - ⑥ 入札の無効
 - ・入札に参加する資格のない者がした入札
 - ・郵便、電報、電話及びFAXにより入札書を提出した者がした入札
 - ・談合その他不正行為があったと認められる入札
 - ・虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
 - ・入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
 - ・入札者の押印のないもの
 - ・記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
 - ・押印された印影が明らかでないもの
 - ・記載すべき事項の記入がないもの又は記入した事項が明らかでないもの
 - ・代理人で委任状を提出しない者がした入札
 - ・その他、公告に示す事項に反した者がした入札
 - ・入札参加するものが1者以下の場合
- (6) 落札者の決定
 - ① 落札決定にあたっては予定価格に108分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低価格で入札した者を落札者とする。落札者は落札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた金額)にて理事会承認後契約締結する。
 - ② 落札となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定する。

- ③ 開札の結果、予定価格の範囲内で入札が無いときは、直ちに再度入札（１回まで）を実施する。
 - ④ 再度入札を行っても最低入札価格が予定価格に達しない場合は、その入札に参加した者のうち（ただし、無効の入札を行った者は参加できない）入札価格の低い者から順に随意契約の対象者とし、随意契約を希望する者は、見積書を提出し、その見積書が予定価格の制限範囲内で適当と認められたときは、随意契約の相手として理事会の承認を得て契約を行うものとする。
 - ⑤ 落札者は、落札後すみやかに入札金額見積内訳書を提出するものとする。
- (7) 契約保証金 免除する。

6. その他

- (1) 見積り期間中、現場の確認以外の目的での訪問は禁じる。
- (2) 現場の確認をする場合には、必ず入札窓口担当へ事前連絡し承諾をとること。
- (3) 当法人における所轄官庁の監査や必要書類の提出などにも適切な対応を図り、指導があった場合は従うこと